

# 消費生活 相談

## 賃貸住宅退去時のトラブルに気を付けて！ ～入居時から対策をしておきましょう～

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

3月は、進学・就職・転勤など新生活に向けて引っ越しする方も多いたと思います。きれいに掃除して退去したはずが、家主からクロスの張り替え費用や高額な原状回復費用など、思わぬ請求をされる場合があります。



### トラブルに遭わないために…

- ▽賃貸借契約をする前に、貸主側(管理会社や不動産業者、大家等)から説明される契約内容をよく聞き、不明な点はその場で確認するなど、理解した上で契約するようにしましょう。特に、禁止事項や修繕に関する事項のほか、退去する際の費用負担に関することは必ず確認しましょう。
- ▽入居する時は、賃貸住宅に傷や汚れがないか、備え付けの設備がきちんと動作するかなど、できる限り貸主側と一緒に入居時の状況をしっかり確認しましょう。
- ▽退去する時は、入居時と同様できる限り貸主側と一緒に、記録を残しながら賃貸住宅の現状を確認しましょう。

### 相談事例

**【事例1】**賃貸マンションを退去する際、各部屋のクロス張り替え費用を、契約書の特約条項にあるハウスクリーニング費用と一緒に請求された。ハウスクリーニング費用は契約する時に説明があり、契約書にも明記されているが、クロス張り替えは契約書に記載がなく、入居した時からあった傷も費用に含まれており納得できない。

**【事例2】**賃貸アパートを退去した後、高額な原状回復費用を請求された。入居する時、室内の壁紙やフロアマットは前の住人が汚したままで、管理会社の担当者も確認していた。退去にあたり、立ち会いはなかった。

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

国民年金  
だより



### 国民年金保険料の免除・ 納付猶予制度

国民年金保険料を納め忘れた状態で、万が一障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

#### ■いざという時に！国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和7年度は1万7510円/月)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であれば、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、申請者本人が免除等を受けることができます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

#### ■申請可能な期間が定められています

令和7年度の免除・納付猶予は令和7年7月分から令和8年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

#### ■申請に必要な書類等はこちら

保険料免除・納付猶予の申請の際は、年金番号が分かる書類をご用意ください。左記の場合は、必要書類をご用意ください。

▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)

▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

#### ■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当  
(☎282局1711 内線1171-1173)